

(第2回) 最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 8年 3月10日
契約業者名	五洋・みらい特定建設工事共同企業体
契約業者の住所	新潟市中央区東大通一丁目2番25号
工事の名称	七尾港(矢田新地区)矢田新さん橋(-7.5m)(第一西)(災害復旧)改良外2件工事
工事場所	七尾市矢田新町地先、七尾市大田町地先
工事種別	港湾土木工事
工事概要	現在施工中の本工事を設計図書に基づき変更するものである。
工期(自)	令和 6年11月 1日
工期(至)	令和 8年 3月25日
変更前の契約金額	2,249,720,000円(税込み)
変更金額	+2,092,200,000円(税込み)
変更後の契約金額	4,341,920,000円(税込み)
変更理由	1. 現状不一致および未計上、概算計上の確定に伴い、矢田新さん橋(-7.5m)(第一西)の構造物撤去工、本体工、栈橋上部工、土留上部工、渡版工、舗装工、付属工、矢田新岸壁(-5.5m)(第一西)の構造物撤去工、海上地盤改良工、本体工(場所打式)、本体工(鋼矢板式)、上部工、裏込・裏埋工、舗装工、付属工、防食工、仮設工、大田東ふ頭用地・工業用地の作業ヤード整備工、共通仮設費(運搬費、回航・えい航費、準備費、技術管理費、安全費、事業損失防止施設費、営繕費)および施工監理費に変更が生じたため。